

履行期間が複数年にわたる委託契約へのスライド条項 (賃金水準、物価水準の変動を反映した契約金額の変更) の適用について

近年、最低や物価の変動が大きく、事業者の健全経営や業務の適正な履行確保の観点等から、既に工事契約で採用されている制度を参考に「スライド制度」を適用し、賃金、物価に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更できる制度を導入します。

1 制度概要

履行期間が複数年にわたる業務委託において、最低賃金等に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更できる制度を導入します。

2 対象契約

○業務委託契約のうち履行期間が12か月を越えるもの

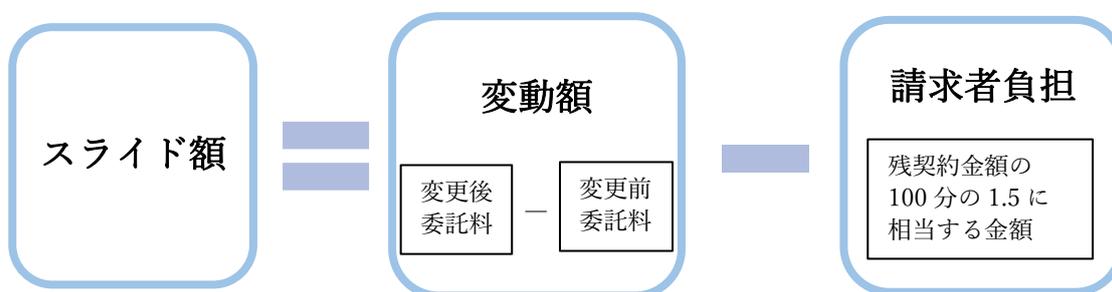
ただし、基準日以降、残りの履行期間が2か月以上ある契約に限る。

※対象となる契約は、指名通知等に対象契約であることを明記するとともに、特記仕様書を添付し、当該特記仕様書において、連動する賃金水準、物価水準及び変更金額算出方法を明示しています。

3 契約金額の変更の考え方

履行開始日から12か月経過した基準日時点の賃金水準及び物価水準に基づいて計算した未履行分の委託料から、未履行分の委託契約金額、及び未履行分の契約金額に「1.5%」を乗じた請求者負担分を差し引いた金額を変更金額(スライド額)とします。

※契約変更にあたっては、スライド協議の請求が必要です。請求書は、履行開始日から12か月経過後(2回目以降は前回スライドから12か月経過後)以降に提出してください。



4 導入時期

令和8年1月以降に入札公告等を行い、令和8年度から履行期間が始まる案件から導入します。

5 その他

変更契約の手続きの詳細については、別添の「履行期間が複数年にわたる業務委託契約におけるスライド条項の適用の手引き」をご確認ください。

※契約締結時には契約金額の内訳書の提出をお願いします。

内訳書の提出がない場合はスライド条項適用対象外となりますので、契約金額の変更を行う際は、別途協議のうえ対応します。

【お問い合わせ先】

理財部契約課 T E L : 028-632-2138, 2139
2167, 2156